

建築物の定期報告

不特定多数が利用する建築物の所有者又は管理者は、当該建築物について専門技術を有する資格者に状況を調査させて、結果を特定行政庁(取手市)に報告しなければなりません。(建築基準法第12条第1項)

●平成28年6月1日から定期報告制度が変わりました

平成28年6月1日の改正建築基準法施行に伴い、定期報告対象建築物の用途・規模・報告対象年度を変更しました。

●定期報告対象建築物の用途・規模・報告年度一覧

下表の用途のうち、いずれかの規模に該当した場合は、報告年度の7月1日から12月28日までの期間内に報告を求めています。(取手市建築基準法施行細則第12条)

着色した部分は新規追加用途、下線は新規追加項目です。

用途	規模	報告年度
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積合計が500㎡以上 ・主階が1階にない ・客席部分の床面積が200㎡以上※2 	H28※3、H30、 H32から3年に1回
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が1,000㎡以上 ・客席部分の床面積が200㎡以上※2 	H28※3、H30、 H32から3年に1回
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が1,000㎡以上 ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上※2 	H28※3、H30、H32、 H34から3年に1回
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が1,000㎡以上 ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上※2 	H28※3、 H30から3年に1回
児童福祉施設等※4	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が1,000㎡以上 	H29から3年に1回
学校又は体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上 	H30から3年に1回
博物館、美術館、図書館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上 	H29から3年に1回
百貨店、マーケット、 展示場 、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合 、料理店、飲食店、物品販売を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・当該用途の床面積の合計が1,000㎡以上 ・2階にある当該用途の床面積が500㎡以上※2 	H29、 H31から3年に1回
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 	H28から3年に1回
共同住宅及び寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る)等 ※5	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途が地階又は3階以上にある※1 ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上※2 	H30から3年に1回

※1 当該用途部分が100㎡を超える場合のみ対象

※2 当該用途部分が避難階にないもののみ対象

※3 平成28年6月1日に現存するもので、新たに対象になったものは報告の対象外

※4 児童福祉施設等とは、児童福祉施設(老人福祉法7条)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉法5条)、保護施設(生活保護法38条)、婦人保護施設、老人福祉施設(老人福祉法5条の3)、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業の用に供する施設(障害者自立支援法5条1項)、身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者援護施設

※5 平成28年国土交通省告示第240号第一第2項に掲げる建築物

●報告方法

【提出書類】①定期調査報告書(法令様式) ②調査結果表(法令様式) ③付近見取図 ④配置図 ⑤平面図 ⑥要正部分の写真 ⑦定期調査報告概要書(法令様式)

【提出部数】①～⑥を2部、⑦を1部

【提出先】取手市役所 都市整備部 建築指導課 住所:取手市西2-35-3分庁舎2F 電話:0297-74-2141

建築設備等の定期報告

建築物同様、建築設備等の所有者は、専門技術を有する資格者に状況を検査させて、結果を特定行政庁（取手市）に報告しなければなりません。（建築基準法第12条第3項）

●平成28年6月1日から定期報告制度が変わりました

平成28年6月1日の改正建築基準法施行に伴い、定期報告対象建築設備等の種別・報告時期を変更しました。

●定期報告対象建築設備等と報告時期一覧

報告の時期は、エレベーター及びエスカレーター並びに準用工作物ともに改正前と変わらず毎年です。小荷物専用昇降機及び防火設備については毎年、検査済証が交付された月の末日です。

着色した部分は、新たに対象となる建築設備です。

定期報告対象建築設備等の種別		報告時期
昇降機 (政令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機)	エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く)	検査済証交付日が平成16年3月31以前の場合 毎年3月31日
		検査済証交付日が平成16年4月1以降の場合 毎年交付日の属する月に相当する月の末日
	エスカレーター	検査済証交付日が平成16年3月31以前の場合 毎年3月31日
		検査済証交付日が平成16年4月1以降の場合 毎年交付日の属する月に相当する月の末日
	小荷物専用昇降機 (フロアタイプに限る)	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日※3
準用工作物 (政令第138条第2項各号に掲げる工作物)		検査済証交付日が平成16年3月31以前の場合 毎年3月31日
		検査済証交付日が平成16年4月1以降の場合 毎年交付日の属する月に相当する月の末日
防火設備※1	定期報告対象建築物に設けるもの	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日※3
	病院、診療所、高齢者等の 就寝の用に供する用途の床面積の合計が 200㎡以上の建築物に設けるもの※2	

※1 随時閉鎖又は動作をできるもの(防火ダンパーを除く)のみ対象

※2 建築物が定期報告対象外であっても、当該用途の合計が200㎡以上の建築物であれば建築設備の報告対象

※3 法施行日に新たに対象になるか、H29/5/31以前に検査済証が交付された場合、H30/6/1からH31/5/31までに1回目の報告をしてください。以降は毎年、5月31日までに報告をしてください。

●報告方法(防火設備のみ)

【提出書類】

①定期検査報告書(法令様式) ②検査結果表(法令様式) ③平面図 ④要正部分の写真 ⑤定期検査報告概要書(法令様式)

【提出部数】①～④を2部、⑤を1部

【提出先】 取手市役所 都市整備部 建築指導課 住所: 取手市西2-35-3分庁舎2F 電話: 0297-74-2141

昇降機、準用工作物については、一般財団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会へお問合せください。